

令和5年5月2日

保護者様

富岡市立富岡中学校
校長 白石 直樹

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

保護者の皆様には、日頃から本校の教育活動にご理解ご協力を賜わるとともに、感染予防対策の徹底に向け、家庭や学校での取組についてご配慮いただき感謝申し上げます。

さて5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行することに伴い、富岡市教育委員会から裏面の通り対応についての通知がありました。

つきましては、5月8日以降、市教委通知に基づき対応を行って参りますので、通知内容をご確認いただき、引き続きご協力をお願いいたします。

なお、具体的な対応等につきましては、学級担任から生徒に対して説明をいたしますので、併せてよろしくお願いいたします。

令和5年5月1日

市内各小・中学校長 様

富岡市教育委員会

学校教育課長 中野 隆之

(事務連絡)

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（依頼）

このことについて、別添のとおり、県教育委員会より通知がありました。

文部科学省が改訂した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の内容を受けて、対応するよう示されております。

つきましては、本市におきましても5月8日以降は、マニュアルに従って進めてまいります。特に、下記の留意事項について適切にご対応くださるようお願いいたします。

記

1 平時の感染症対策

① 児童生徒への指導

- 感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断できるよう、継続して指導を行う。
- マスクについては、着用を求めないことを基本とする。ただし、特に混雑した場所に行く場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などでは、マスクを着用することが推奨される。

② 健康観察

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、インフルエンザの疑いがある場合と同様に、無理して登校することなく、自宅で休養するよう呼び掛ける。
- 家庭との連携により、児童生徒等の健康状態を把握する。その際、児童生徒等の体温を毎日チェックさせ、学校に提出させるといった取組は不要とする。

2 児童生徒の出欠席

① 出席停止

- 児童生徒等の感染が判明した場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を講じる。（新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。）
 - 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とはしない。
- ※感染者と接触した場合については、普段と異なる症状が無い限り、登校を制限することはない。